

## 災害情報等の放送に関する協定

愛川町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムさがみ（以下「乙」という。）とは、災害、事故その他町民生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における情報（以下「災害情報等」という。）の提供及び放送に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に鑑み、災害情報等を町民等に対して適切に伝えるため、互いに協力するものとする。ただし、いかなる場合においても放送の主体は乙に置き、監理一切は乙が行うものとする。

### （災害情報等の提供）

第2条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、放送を依頼することができる。

2 乙は、前項の依頼があった場合は、他の番組に優先してこの災害情報等を放送する。

3 乙は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の提供を求めることができる。

### （費用の負担）

第3条 甲の依頼に基づく放送に関する費用については、乙が負担するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、災害情報等の放送を円滑に実施するため、それぞれに連絡責任者を定め、あらかじめ相互に通知するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成26年8月6日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から申し立てがない場合は、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年8月6日

甲 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊

乙 相模原市中央区相模原6丁目20番1号

株式会社 エフエムさがみ

代表取締役社長 原 保 美